

公益社団法人 熊本県建築士会

熊本県歴史的建造物委員会 構成員名簿

2020.1.16

アドバイザー	後藤 治	工学院大学理事長、全国HM協議会委員長	
委員長	伊東 龍一	熊本大学教授、日本建築学会九州支部歴史・意匠委員会委員長、熊本県文化財保護審議員、熊本県建築士会副会長	
副委員長	中尾 憲征	熊本県建築士会会長	
副委員長	磯田 桂史	熊本県建築審査会委員、熊本県建築士会相談役	
委員	歴史意匠	磯田 節子	熊本高専教授、熊本県文化財保護審議委員
		検討中	
	構造	北原 昭男	熊本県立大学教授
		検討中	
	防災 (防火避難等)	大窪 健之	立命館大学教授
		検討中	
	専門部会	山川 満清	熊本県建築士会まちづくり委員長、熊本県HM
	オブザーバー	文化財行政	所管関係者
建築景観行政		所管関係者	
消防		所管関係者	

熊本県HM：熊本県ヘリテージマネージャー

熊本県歴史的建造物委員会 専門部会			
専門部会	歴史意匠	山川 満清	熊本県HM、熊本県建築士会常務理事
		松下 隆太	熊本県HM
		森下 修	熊本県HM
		畑元 正司	熊本県HM
		文化財行政	
	構造	廣田 清隆	熊本県HM、熊本県建築士会常務理事
		梅田 彰	熊本県HM、熊本県建築士会常務理事
		建築行政	
	防災 (防火避難等)	柴田 真秀	熊本県HM
		消防行政	
		建築景観行政	
事務局	芳井 和彦	熊本県建築士会事務局長	

公益社団法人 熊本県建築士会
熊本県歴史的建造物委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 公益社団法人熊本県建築士会(以下「本会」という。)は、熊本県内の歴史的建造物の歴史的価値を評価し、保存・活用に関わる調査及び法規定等に関わる助言を行い、歴史的建造物の保全・活用を促進するとともに歴史まちづくりの推進に貢献することを目的に特別委員会として熊本県歴史的建造物委員会(以下「歴建委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 歴建委員会は、次に挙げる業務を行う。

- (1) 歴史的建造物の保存・活用にかかる調査及び助言(建築基準法規定の代替措置等)。
- (2) 建築審査会の同意のための基準原案作成の助言。
- (3) 個別事案における地方公共団体が定めた建築審査会の同意のための基準への適合性の事前審査。
- (4) 有形文化財(建造物)修理に係る設計監理者への技術指導等。
- (5) 歴史的建造物に関する相談業務の運営。
- (6) その他歴史的建造物の保存・活用の促進及び歴史まちづくりの推進に関すること。

(組織等)

第3条 歴建委員会は、次に掲げる委員15名以内で組織する。

- (1) 本会会長
- (2) 本会副会長
- (3) 歴史的建造物の歴史意匠、構造及び防災(防火避難等)に関する専門家等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は本会規則に準拠し、2年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 歴建委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長は本会会長が指名し、会務を総理し、歴建委員会を代表する。
- 3 副委員長は2名以内とし、委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の選任)

第6条 委員は委員長が指名する。

- 2 委員長は委員の解任及び選任をすることができる。

(会議)

第7条 歴建委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(アドバイザー)

第8条 委員長は目的を達成するため、学識経験者に依頼し、歴建委員会にアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバー)

第9条 委員長は調査審議のために必要があると認めるときは、オブザーバーとして関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第10条 委員、アドバイザー及びオブザーバーに対して、委員長が別に定めるところにより謝金を支払うことができる。ただし、本会会員を除く。

(実費弁償)

第11条 委員、アドバイザー及びオブザーバーがその職務を行うために必要となった旅費等については、本会規定に基づき、支給することができる。

(専門部会の設置)

第12条 委員長は歴建委員会から付託された事項の検討、同委員会のための資料の収集、整理及び作成等のために必要があると認めるときは歴建委員会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会は次に掲げる部会員12名以内で構成し、委員長が指名する。

(1) 本会に登録されたヘリテージマネージャー

(2) 歴史意匠、構造、防災(防火避難等)の専門家

3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 専門部会員の任期は、第4条の委員の任期に準拠する。

5 専門部会員に対しての謝金、旅費等については第10条、第11条に準拠する。

(費用負担)

第13条 事業等に要する費用は、原則、相談等の依頼者の負担とする。

(会議の公開)

第14条 会議は、原則として公開しない。ただし、会議に出席した委員、アドバイザー及びオブザーバー全員が同意した場合は、公開できる。

(庶務)

第15条 歴建委員会(専門部会も含む。)の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、歴建委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

2 この要項の制定・改廃については本会理事会の承認を受けなければならない。

附則

この要項は、令和2年1月16日から施行する。